

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年3月13日条例第7号）の一部改正 第1条に係る部分

新	旧																								
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職にある県職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び旅費並びに旅費の弁償に関して定めることを目的とする。</p> <p>(1) 知事 (2) 副知事 (3) 出納長 (4) 管理者 (5) ~ (15) 省略</p> <p>（知事等の給与）</p> <p>第2条 前条第1号から第5号までに掲げる特別職の職員（第5号に掲げる特別職の職員のうち非常勤の者を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>。（非常勤の監査委員等の給与）</p> <p>第5条 第1条第5号から第13号までに掲げる特別職の職員（第5号に掲げる特別職の職員のうち知事等に含まれる者を除く。以下「非常勤の監査委員等」という。）の受ける給与は、報酬とする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>知事等の給料月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td style="text-align: right;">1,320,000円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: right;">1,010,000円</td> </tr> <tr> <td>出納長</td> <td style="text-align: right;">880,000円</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td style="text-align: right;">830,000円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td style="text-align: right;">580,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	知事	1,320,000円	副知事	1,010,000円	出納長	880,000円	管理者	830,000円	監査委員	580,000円	<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職にある県職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び旅費並びに旅費の弁償に関して定めることを目的とする。</p> <p>(1) 知事 (2) 副知事 (3) 出納長</p> <p>(4) ~ (14) 省略</p> <p>（知事等の給与）</p> <p>第2条 前条第1号から第4号までに掲げる特別職の職員（第4号に掲げる特別職の職員のうち非常勤の者を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>。（非常勤の監査委員等の給与）</p> <p>第5条 第1条第4号から第12号までに掲げる特別職の職員（第4号に掲げる特別職の職員のうち知事等に含まれる者を除く。以下「非常勤の監査委員等」という。）の受ける給与は、報酬とする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>知事等の給料月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td style="text-align: right;">1,320,000円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: right;">1,010,000円</td> </tr> <tr> <td>出納長</td> <td style="text-align: right;">880,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td style="text-align: right;">580,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	知事	1,320,000円	副知事	1,010,000円	出納長	880,000円			監査委員	580,000円
職名	給料月額																								
知事	1,320,000円																								
副知事	1,010,000円																								
出納長	880,000円																								
管理者	830,000円																								
監査委員	580,000円																								
職名	給料月額																								
知事	1,320,000円																								
副知事	1,010,000円																								
出納長	880,000円																								
監査委員	580,000円																								

新							旧						
別表第3（第12条関係）特別職の職員の旅費							別表第3（第12条関係）特別職の職員の旅費						
職名	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	その他の旅費額	職名	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	その他の旅費額
			甲地方	乙地方						甲地方	乙地方		
省略							省略						
副知事 出納長 管理者	37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職の職員」という。）の11級の職務相当額	副知事 出納長	37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職の職員」という。）の11級の職務相当額
省略							省略						

知事等の退職手当に関する条例（昭和31年9月28日条例第54号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、知事、副知事、<u>出納長及び管理者</u>（以下「知事等」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（退職手当の額） 第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 100分の70 (2) 副知事 100分の50 (3) 出納長 100分の40 (4) 管理者 100分の35</p> <p>2 省略</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、知事、副知事及び出納長_____（以下「知事等」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（退職手当の額） 第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 100分の70 (2) 副知事 100分の50 (3) 出納長 100分の40</p> <p>2 省略</p>

知事等の給与の特例に関する条例（平成14年3月26日条例第5号）の一部改正

附則第3項に係る部分

新	旧
<p>（知事、副知事、出納長、<u>管理者</u>及び常勤の監査委員の給料の特例） 第1条 知事、副知事、出納長、<u>管理者</u>及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、それぞれ同表給料月額欄に掲げる額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p>	<p>（知事、副知事、出納長_____及び常勤の監査委員の給料の特例） 第1条 知事、副知事、出納長_____及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、それぞれ同表給料月額欄に掲げる額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p>